

地方公務員給与費の減額措置への対応について

○H25. 1. 24の閣議決定において要請された「国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ」た措置を行うため、給与費の減額を行うもの。

【減額内容】

平成25年7月から翌年3月までの給与について以下の減額措置を実施

(給料月額)

●知事部局、行政委員会等、企業庁

(単位 %)

	削 減 率
行政職 7 級以上の職員(課長級以上)	△ 9.77
行政職 3 級以上 6 級以下の職員 (概ね 30 歳以上 参事級まで)	△ 7.77
行政職 2 級までの職員(概ね 30 歳まで)	△ 4.77

※その他の給料表については、行政職に準じた削減率とする。

●病院事業庁

(単位 %)

		削 減 率
行 政 ・ 研 究 職		知事部局と同様
医 師	病 院 長	△ 3.00
	そ の 他	△ 1.00
看 護 師 等 医 療 技 術 職	課 長 級	△ 3.00
	参 事 級	△ 1.50
	そ の 他	△ 1.00

(管理職手当)

削減率： 一律 △10.0%

【補正予算額】

(単位 千円)

	給 料	共 済 費	そ の 他	合 計
一 般 会 計	△ 4,153,029	△ 1,185,869	△ 33,687	△ 5,372,585
流 域 下 水 道 事 業 計 特 別 会 計	△ 14,261	△ 4,421		△ 18,682
公 営 競 技 事 業 計 特 別 会 計	△ 3,062	△ 949	4,011	0
病 院 事 業 会 計	△ 40,218	△ 12,068		△ 52,286
工 業 用 水 道 事 業 会 計	△ 3,504	△ 1,050		△ 4,554
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	△ 11,824	△ 3,548		△ 15,372